

# 一般社団法人鶴岡地区医師会 若手看護人材就業支援貸付金規程

## (目的)

第1条 この規程は、近年の看護師不足を解消するため、将来の鶴岡地区医師会（以下「当会」という。）の中核を担う若手看護人材の確保を進めるとともに、組織の活性化を図ることを目的とする。

## (貸付金制度)

第2条 前条の目的を達するため、当会に就職する第4条に規定する条件を満たす者に対し、就職に伴う支度金、転職に伴う所得減少の補填、転居に伴う引越費用等への貸付けを行う若手看護人材就業支援貸付金制度（以下「貸付金制度」という。）を設ける。

## (貸付上限額)

第3条 前条に規定する貸付金は、無利息とし、50万円を上限とする。

## (対象者)

第4条 貸付金制度の対象者は、40歳未満の正職員の看護師又は准看護師とする。ただし、当会の奨学金を利用している者、紹介会社からの紹介により採用される者及び当会で正職員として勤務経験のある者は対象外とする。

## (利用申込)

第5条 貸付金制度の利用を希望する者は、貸付金制度利用申込書兼誓約書（別記様式）を採用通知を受けた日から就職後1月以内までの間に当会に提出するものとする。

2 前項の申込書を提出する際は、申請者と連帯して返済の責任を負う連帯保証人を必要とする。

## (貸付けの実行)

第6条 当会が前条第1項の申込書を受理した場合、速やかに貸付けを行うものとする。ただし、申請者が看護師又は准看護師の資格をまだ取得していない場合、当会での受理は当該資格の取得後に行う。

## (返済免除)

第7条 貸付金制度に次の各号により返済を免除する規定を設ける。

- (1) 貸付金制度を利用した者（以下「利用者」という。）が当会に3年以上勤務した場合、貸付金の半額の返済を免除する。
- (2) 利用者が当会に5年以上勤務した場合、貸付金の全額の返済を免除する。
- (3) 死亡による退職等、会長が特に認める場合。

## (返済時期)

第8条 利用者が貸付金制度を利用後に採用を辞退したときは、ただちに全額を返済するものとする。

2 利用者が退職するときに前条に規定する返済免除以外の借入残高がある場合は、退職時までにその全額を返済するものとする。ただし、利用者の退職事由によっては、一定期間その返済を猶予すること、又は一定期間内に分割返済を認めることができる。

## 附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。

## 若手看護人材就業支援貸付金制度利用申込書 兼 誓約書

フリガナ				性別
申請者氏名				男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)			
現住所	〒			
電話番号				
保有資格	看護師免許・准看護師免許 (取得日: 昭・平 年 月 日)			
貸付希望額	円 (上限 50万円)			
振込口座	金融機関名			支店名
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			
連帯保証人	住所	〒		
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日		
	本人との関係			
	電話番号			

一般社団法人 鶴岡地区医師会

会長 福原 晶子 様

上記記載内容に相違ありません。

一般社団法人鶴岡地区医師会 若手看護人材就業支援貸付金規程の定めに従って、

貸付金制度を利用したく、申請いたします。

また、貸付金制度利用後は、規程を遵守履行することを誓約いたします。

令和 年 月 日

申請者氏名 (自署)

印

連帯保証人氏名 (自署)

印

- ◎記入上の注意について  
 ・「本人」「連帯保証人」の欄は必ず各自が記入してください。  
 ・修正液等の訂正は認められません。訂正印又は新しい用紙に書き直してください。
- ◎連帯保証人について  
 ・連帯保証人は本人と連帯して返還の責任を負います。  
 ・未成年は選任できません。